

訪問看護ステーションのあ  
高齢者虐待防止連携委員会

## 虐待防止のための指針

### 1. 虐待防止の基本姿勢

利用者的人格を尊重し、尊厳を守り、利用者の意向に添ったケアを心がけるとともにケアの質の向上を図り、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。当ステーションでは、この指針を定め、職員が高齢者虐待について正しく理解すること、高齢者虐待防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努める。

#### 虐待防止法

##### ＜児童＞

平成 12 年 児童虐待の防止等に関する法律成立

保護者がその監護する児童(18 歳未満)に行うもの

児童虐待の定義:身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待

##### ＜高齢者＞

平成 17 年 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立  
老人福祉法及び高齢者虐待防止法の定義に基づき 65 歳以上の者をいいます。ただし、65 歳未満の者で あっても、生命・健康が損なわれるおそれのある事態や権利侵害が起きている場合には、高齢者虐待防止 法の取扱に準じた支援を行うことが求められます。

養護者による・要介護施設従事者等による高齢者虐待

##### ＜障がい者＞

平成 23 年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者

養護者による・障害者福祉施設従事者による・使用者による障害者虐待

#### ①養護者とは

養護者とは「高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のもの(高齢者虐待防止法第 2条第2項)」とされており、現に高齢者の世話をしている家族・親族(同居または定期的に来訪し世話をしている状態)、同居人等が該当すると考えられる。

高齢者虐待防止法では 65 歳以上の高齢者全体 の権利を守る観点から、介護者ではなく養護者としている。

## ②養介護施設従事者等とは

養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者をいう。

## 2. 虐待の定義

### 1)身体的虐待

利用者の身体に外傷(殴る・叩く・つねる・蹴るなど)が生じ、また生じる恐れのある暴力をふるうこと。またベッドに縛り付ける、家に閉じ込めるなど身体を拘束する。

### 2)介護放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### 3)心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

### 4)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、また利用者にわいせつな行為をさせること。

### 5)経済的虐待

利用者の財産を不当に処理すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止連携委員会との他事業所内の組織に関する事項について

二市一町高齢者虐待防止ネットワーク会議に訪問看護ステーション連絡会代表として参加。開催は、二市一町高齢者虐待防止ネットワーク会議幹事市となる。

虐待発生防止に努める観点から「二市一町訪問看護ステーション連絡会虐待防止連携委員会」(以下「委員会」という)開催します。なお、地域の他のサービス事業所との連携等による委員会とする。本委員会の参加代表は、事業所管理者とする。委員会運営責任者は、河合 知美(ふじさくら訪問看護ステーション管理者)とする。

2 市 1 町高齢者虐待防止ネットワーク会議に参加した内容を委員会で報告し情報の共有をする。その内容を各事業所職員に報告する。

2 会議の実施にあたっては、WEB 会議システムを用いる場合がある

3 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。

- ①委員会、その他各事業所内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### 4. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ①職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。
- ②研修実施は、年1回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施。
- ③研修の内容は、埼玉県ホームページから視聴→研修会参加  
「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止について」  
研修資料、実施概要、参加者等は記録書等により保存。

#### 5. 虐待発生時の対応

##### 1) 虐待の発見・対応方法・通報・相談

- ①職員は利用者、他職員から虐待の通報があった場合は、本指針に沿って対応する。
- ②利用者に対して虐待等が疑われる場合は、管理者・(包括)市町村に速やかに報告する
- ③介護保険対象者・その養護者については、居宅担当ケアマネに報告する。障害者、小児については各市町の障害福祉課へ報告する。
- ④虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の何処を問わず、厳正に対処する。
- ⑤緊急性の高い事案の場合には、(包括)市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する
- ⑥管理者は、苦情相談窓口を通じての相談や他職員の虐待を発見した職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。

##### 3) 虐待に対する職員の責務

職員は、日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

## 6. 成年後見制度について

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、適切な窓口を案内する。介護保険対象者は、担当ケアマネージャーに相談する。

市町村		連絡先
ふじみ野市	成年後見センター	049-266-1981
富士見市	成年後見センターふじみ	049-254-0747
三芳町	健康増進課/福祉課福祉支援	049-258-0019

## 7. 当該指針の閲覧

各委員は、当該指針を所持する。

当指針は、求めに応じ、いつでも閲覧することができる。

令和6年9月作成